

# 取引先の再生手続開始申立等により、影響を受けている方を対象とする資金です。 経営安定資金知事指定等貸付(指定企業関連)

## 対象となる方

次のすべてに該当する中小企業者を対象としています。

- 1 知事が指定した再生手続開始申立等企業に債権を有する。
- 2 信用保証対象業種(※1)を営んでいる。
- 3 申込の日以前1年以上引き続き県内に事業所を有し、同一業種を営んでいる。  
(県外から移転し、申込日において県内のみ事業所を有しているものについては、県外での実績を含めて同一事業を引き続き1年以上行っていれば良い。)
- 4 必要な許認可等を取得している。
- 5 事業税を滞納していない。
- 6 信用保証協会の保証を受けて金融機関からの融資を受けている場合は、金融機関に対する償還に延滞がなく、かつ、信用保証協会の代位弁済による求償債務を負担していない。
- 7 信用保証協会の保証残高が、保証限度額未満である。
- 8 手形交換所取引停止処分中でない。

※1 信用保証対象業種

一般にいう商工業者のほとんどが対象となります。  
ただし、農林漁業、遊興娯楽業、金融業、飲食業の一部、宗教法人、非営利団体等は対象となりません。

融資については金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、  
申込要件を満たしても御希望に添えない場合もあります。

## 融 資 条 件

	運転資金
限度額 (10万円単位)	5,000万円
利率	年1.4%以内
期間・償還方法	7年以内(1年以内据置 元金均等月賦償還)
担保	金融機関及び信用保証協会との協議により定める
保証人	個人:原則として不要 法人:法人代表者を連帯保証人とし、原則として代表者以外の連帯保証人は不要
信用保証	付する(保証料 年0.45%~1.59%以内)

運転資金 取引先の再生手続開始申立等により必要となった運転資金(当該取引先企業から回収不能となった債権の範囲内で必要になった資金)

ただし、次の資金用途は融資対象になりません。

- 借入金の返済、税金の支払いにあてる資金
- 不渡手形を買い戻すための資金 等

## 受 付 場 所

商工会議所、商工会で随時受け付けます。  
(申込に必要な書類は、受付場所でご確認ください。)

## 取 扱 金 融 機 関

銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫の、原則県内にある本支店で取り扱っています。

## 問 い 合 わ せ 先

埼玉県産業労働部金融課 048(830)3801・3803  
商 工 会 議 所 ・ 商 工 会



彩の国  
埼玉県

